

政令第三百六十号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項上欄中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に改める。

附 則

この政令は、薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

理由

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、薬事工業生産動態統計の目的を改める必要があるからである。